

J.11.21
12-18

令和5年11月定例会(事前)
文教厚生委員会資料
教育委員会

令和5年11月21日

徳島市万代町1丁目1番地
徳島県知事 後藤田 正純 様

徳島市中前川町5丁目1番地115
株式会社 四電工 徳島支店
執行役員 徳島支店長 田中 頭

CHUWI社製タブレット端末(UBook)の故障問題に係る弊社見解等について

CHUWI社製タブレット端末(UBook)の故障問題に係る弊社見解について、
下記のとおりご回答申し上げます。

このたびは、弊社が納入したCHUWI社製タブレット端末(UBook)(以下、「UBook」という。)がバッテリー膨張による故障(以下、「故障」という。)により多数が使用不能となり、教育現場の皆様にご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。後述の弊社見解においてもお示ししているとおり、教育現場の混乱を早期に緩和・収束できますよう、県教育委員会様とご相談のうえ、故障

した U B o o k の修理対応等を含め、可能な限り協力させていただきます。

記録的な猛暑となった今夏以降に故障が多発していること（以下、「本件」という。）については、契約上の補償期間を過ぎていたからでしょうか、県教育委員会様からの情報連携はなく、弊社は2023年10月5日の新聞報道により初めて本件を知ることとなりました。これにつきましては、端末の不調時には可及的速やかに対応するため、連絡先として修理・交換を行う U B o o k の代理店をお知らせし、各学校から直接ご連絡をいただいていたことも一因かと思われれます。結果として、対応が後手に回ってしまいましたことをお詫び申し上げます。また、本件を把握した直後に、県教育委員会様を訪問し、今後の対応についてご相談した以降にも県教育委員会様から特段のご要望等は示されなかったことから、弊社としては、独自に、まず故障の原因の究明に努めているところ、今般、質問状を頂戴するに至りました。

質問状に対する弊社の見解は下記のとおりですが、弊社といたしましては、子どもたちが不自由なく学習機会を得られる



よう、県教育委員会様と協議のうえ、誠心誠意対応させていただく所存です。

記

(電波法違反問題)

1 県教育委員会においては、仕様を満たさない電波法未認証の端末を提供され、約2年もの間、子どもたちが違法状態の端末を使うことを余儀なくされたが、この問題に対してどう考えているのか。

2 貴社において、納入時に電波法に基づく規定を満たしていることについて、確認したのか。また、電波法違反について、貴社が認知した年月日と、県及び総務省に報告した年月日及び内容をお示しください。

3 問題発覚から、解消までに約半年もかかっており、この間に機能の一部を制限され、使用を控えざるを得ない学校もあったことについてどう考えているのか。

【弊社見解】

弊社が納入したU B o o kの使用状況によっては、電波法違反の状態となってしまうたことについて大変申し訳なく思っ

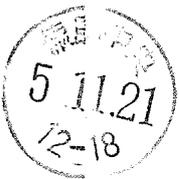


ております。

W i - F i には 2 . 4 G H z と 5 G H z の仕様が有り、弊社は、U B o o k を製造した C H U W I 社（以下、「C H U W I」という。）のカタログにおいて、弊社が納入した U B o o k がこれらの仕様を満たしていることを確認しておりました。しかしながら、C H U W I においては、チップとしては両 G H z 帯の技適認証を取得済みでしたが、チップを組み込んだ製品としても同じ認証を得る必要があったところ、2 . 4 G H z しか認証を取得していませんでした。2 . 4 G H z しか認証を取得していなかった C H U W I 社製の対象製品は 5 機種あり、その中に U B o o k が該当しておりました。

弊社は、2 0 2 3 年 3 月 3 0 日に総務省からの連絡により、C H U W I が U B o o k において 5 G H z の技適認証を取得していなかったことを認識しました。技適認証漏れの責任は C H U W I 側にあるものの、関係者の皆様にご迷惑やご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

技適認証未取得の連絡を受け、弊社が C H U W I および C H U W I の代理店であ



るアジア合同会社（現「アドワー株式会社」、以下、「本件代理店」という。）に確認したところ、既に総務省からCHUWIへも連絡されており、弊社が納入した県立高校の端末の他、別途、小中学校に納入されている端末を含め、認証取得に向けて進めているとのことでありました。2023年4月10日、弊社および小中学校への納入事業者が県教育委員会様に対して、また、Web会議にて各学校の担当者の方々に対して、UBookにおいて5GHzの技適認証が未取得である旨および技適認証までの間、使用電波を2.4GHzに限定する設定方法についてお伝えいたしました。

2023年6月21日にはCHUWIにおいて技適認証が取得できましたが、5GHzを使用するには各端末への技適マークの表示が必要とされていたため、端末1台ごとに対策を実施し、2023年9月20日、使用が可能となりました。この間は、UBookにおいて2.4GHzの使用しか認められない状態にあり、生徒の皆様にご不便をおかけしたこと、改めてお詫び申し上げます。



(故 障 問 題)

4 契 約 上、「 端 末 の 不 調 時 に は、 送 付 か
ら 2 週 間 程 度 で 修 理 完 了 又 は 交 換 す る こ
と 」 と な っ て い る が、 こ れ ま で の 対 応 状 況
を 全 て お 示 し く だ さ い。

【 弊 社 見 解 】

U B o o k の 不 調 時 に 可 及 的 速 や か に
対 応 す る た め、 各 端 末 に 不 調 時 の 連 絡 先 と
し て 表 示 し て い る 本 件 代 理 店 に 対 し て、 各
学 校 か ら 直 接 ご 連 絡 い た だ い て お り ま す。
そ の た め、 弊 社 内 お よ び 本 件 代 理 店 に て 確
認 し た と こ ろ、 契 約 上 の 補 償 期 間 で あ る 納
入 後 1 年 間 に 対 応 し た 状 況 に つ い て は 以
下 の と お り で し た。 な お、 不 調 対 応 に つ き
ま し て は、 コ ロ ナ 禍 に お い て 部 品 の 調 達 や
交 換 の た め の U B o o k の 輸 入 お よ び 人
員 の 手 配 の 関 係 で、 2 週 間 を 超 え て し ま っ
た 事 例 も 多 く、 生 徒 の 皆 様 に ご 不 便 を お か
け し た こ と に つ き、 大 変 申 し 訳 な く 思 っ て
お り ま す。

ま た、 既 に 納 入 後 2 年 以 上 が 経 過 し て い
る こ と、 ま た、 各 学 校 で の 受 取 時 に 不 調 状
態 を 確 認 し た 結 果、 同 状 態 が 再 現 し な か っ
た U B o o k も 多 数 あ っ た た め、 必 ず し も
こ の 記 録 に つ い て は 網 羅 的 な も の と な っ



ていない可能性もありますので、県教育委員会様が保有している情報との照合もお願いしたく存じます。

○ 1年目（無償補償期間）の対応状況

・ 端末本体の不調	5 3 9 台
（うち落下による破損	2 2 2 台）
・ キーボードに関係する不調	8 3 台
・ A Cアダプタの不調	2 台
・ ソフトウェアに関係する再設定	1 7 台
合計	6 4 1 台

○ （ご参考）2年目以降の対応状況

・ 端末本体の不調	2 2 6 台
・ キーボードに関係する不調	4 7 台
・ バッテリー膨張	1 1 6 台
合計	3 8 9 台

5 バッテリー膨張による故障急増について、どのように受け止め、納入業者としての責任をどう考え、何らかの対応を行ってきたのか、また、対応を検討しているのか。

【 弊社見解 】

弊社が納入した U B o o k において今



夏以降故障が増し、教育現場の皆様にご不便をおかけしていることについて、大変心苦しく思っております。弊社といたしましては、現在も教育現場にご不便をおかけしている状況下においては、まずもってその状況を是正し、子どもたちが不自由なく学習機会を得られるよう、故障の原因が何であれ、応急的な措置として修理対応等を含め、可能な限り協力させていただきます。

弊社は、U B o o k の使用方法や保管方法につきましましては、納品時の取扱説明書のほか、納品初期のバッテリー膨張不具合を受け、県教育委員会様からの依頼により、2021年12月20日に、本件代理店が正しい使用方法を紹介する動画を作成し、提出させていただいております。

また、弊社として、独自に、故障の原因の究明に着手するとともに、CHUWI に対しても原因の究明を依頼しておりますところ、それらの原因究明調査の結果が得られ次第、県教育委員会様にもご報告申し上げ、子どもたちが不自由なく学習機会を得られるよう、県教育委員会様と協議のうえ、誠心誠意対応させていただく所存です。

なお、10月26日に県教育委員会様が



行った記者会見において、「タブレットの現状を、各学校に、どういう状況なのかということ、10月13日だったんですかね。そこから全部の学校を回っていただき、タブレットの壊れた状況も担当が見させていいただいて、状況の聞き取りも行っていきます。そうしましたところタブレット端末は保管庫に入れているんですが、保管庫に入れてあった状態を聞き取りをしたら、やっぱり上から壊れていくんだと。北側と南側に校舎がありますが、南側から壊れていくんだってというようなこととお話を伺っておるようです。やっぱり熱っていうのは、上の方に、南か北だと南側というようなことなんで、タブレットの保管の状態が同じであっても、上から壊れていくっていうことは、かなり熱的に厳しい状況があったんじゃないかという判断をしています。(原文まま)」との見解を出されております。各校各教室での端末の保管状況や故障の発生状況等について弊社は存じ上げませんが、故障の原因究明に資することから、夏場に高温状態で長期に保管・充電する環境等がなかったか等についてもご確認いただき、子どもたちが不自由

5/11/21
12/18

なく学習機会を確保するための再発防止策検討のために、弊社宛ご教示賜りますようお願い申し上げます。

また、取扱説明書でも不適切使用と説明がある「高温あるいは低温、多湿の場所での使用」は避けていただきますとともに、引き続き、「電源を入れたままでの充電等」も避けていただきますよう、各学校へ再度の情報連携を賜りますれば幸いに存じます。

弊社といたしましては、冒頭申し上げたとおり、故障の原因が何であれ、現在も教育現場にご不便をおかけしていることは承知しておりますので、応急的な措置として修理対応等を含め、可能な限り協力させていただきます。

6 契約上、「1年間の保証」のほか、「消耗品を除き1年を超えた場合でも、仕様を満たさないことが判明した場合には、無償でその不具合を解消」となっており、バッテリーは基本的に交換ができず膨張することにより端末そのものに不具合（液晶破損等）を引き起こしていることについてどう考えているのか。



【 弊 社 見 解 】

弊社は、本件代理店を通じてCHUWIに原因の究明を要請するとともに、独自に、国内の検査会社を手配し、通常品と膨張したUBookを検査依頼するなど、故障の原因究明に努めているところです。

現在行っております検査の結果、仮にバッテリーに不具合が発見された場合は、弊社が納品したUBookについてCHUWIによるリコールを働きかけて参りたいと考えております。

7 バッテリー容量等について、「JEITA バッテリー動作時間測定法 (Ver. 2.0)」をはじめとした検査を行ったのか。行ったのであれば、その検査方法と検査結果をお示しく下さい。

【 弊 社 見 解 】

製品の検査は、製造業者の責任事項であり、販売・納入事業者が行えるものではないことはご理解いただければと存じます。

バッテリー容量等については、CHUWIによるメーカー検査にもとづくカタログ値により性能を確認しております。

なお、現在、CHUWIに対してお問い

5/11 21
12/18

合わせの検査結果を提出するよう求めています。C H U W I より受領次第、県教育委員会様にもご提出申し上げます。

8 契約時の仕様書には「導入する機器は、品質・耐久性に十分留意し、サプライチェーン・リスクを考慮した端末を選定すること」としているが、貴社において納入した端末の耐用年数は何年と考えているのか。

【弊社見解】

一般論として、電気・機械製品の耐用年数は、使用状態等によって変わってまいりますので、製造業者としては、耐用年数を明示することはないと認識しております。製造業者として補償できるのは、電気製品の場合、1年が多いと認識しており、それを超える期間については、有料の追加保証や保険によって担保するのが一般的な対処方法と考えております。

弊社といたしましては、製造業者側で耐用年数を示していない以上は何年と申し上げることはできかねますが、C H U W I の製品についても世界的な販売実績等からみて、弊社が U B o o k を納入することで入札のご趣旨に適うものと考えており



ました。しかしながら、契約上の補償期間満了後に本件が生ずるに及び、結果的に多数の教育関係者の皆様にご不便をおかけしており、大変申し訳なく思っております。

弊社といたしましては、現在も教育現場にご不便をおかけしている状況下においては、まずもってその状況を是正し、子どもたちが不自由なく学習機会を得られるよう、故障の原因が何であれ、応急的な措置として修理対応等を含め、可能な限り協力させていただきます。

また、弊社として、独自に、故障の原因の究明に着手するとともに、CHUWIに対しても原因の究明を依頼しておりますところ、それらの原因究明調査の結果が得られ次第、県教育委員会様にもご報告申し上げ、子どもたちが不自由なく学習機会を得られるよう、県教育委員会様と協議のうえ、誠心誠意対応させていただく所存です。

(その他)

9 端末の故障により、ただでさえ限られた時間のなかで、子どもたちの教育機会が損なわれていることについて、どのように考えているのか。

5/12.21
12.18

【 弊 社 見 解 】

弊社は、子どもたちの成長を支えるのは社会の責任だと考えておりますので、弊社が納入したU B o o kの故障により子どもたちの教育機会が損なわれていることについて、大変心苦しく思っております。当面の応急的な措置として修理対応等を含め、可能な限り協力させていただきます。

10 今般の調達については、外部との契約によるものと承知しているが、貴社が自ら調達しなかったのはなぜか。また、貴社がどのような社内基準で選定され手続をされたのか、お示しく下さい。

【 弊 社 見 解 】

弊社はC H U W Iからの直接的な調達ルートは持っておらず、U B o o kに限らず、資機材の調達はほとんどが代理店を経由して行っております。

一方、弊社は徳島県内の市立高校のシステム環境の整備業務を請け負っており、今回の入札が徳島県との合同入札となったのを受けて参画を検討した際に、他県での協業実績のあった本件代理店との協業を前提として入札に参加した次第です。

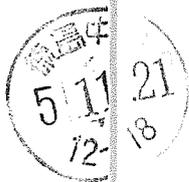


また、今回の入札にあたりましては、事前に応札仕様書およびカタログを提出することとされておりましたので、入札前に、弊社からU B o o kの応札仕様書およびカタログを県教育委員会様に提出させていただきましたうえで、ご承認をいただいております。[REDACTED]から入札に及びまして、落札を経て納品させていただきます。

なお、弊社が取引を行う際には、当該企業の与信管理等を行ったうえで、社内の業者登録を行うこととなっております。案件ごとにいずれの業者と契約するかについては、都度、様々な要件を加味しながら決定しております。

以上

U B o o kの故障の原因については、現時点で究明できておらず、お示しすることはできませんが、引き続きC H U W I等とともに調査してまいります。それらの原因究明調査の結果が得られ次第、県教育委員会様にもご報告申し上げます。子どもたちが自由なく学習機会を得られるよう、県教育委員会様と協議のうえ、誠心誠意対応させていただきます。本件についての貴県



または県教育委員会様が行う今後の更なる調査結果を含め、貴県および県教育委員会様が保有しておられます、故障したU B o o kの使用状況および保管状況などの詳細な客観情報については、故障の原因究明に資することから、子どもたちが不自由なく学習機会を確保するための再発防止策検討のために、弊社宛ご教示賜りますようお願い申し上げます。

この郵便物は令和 5 年 11 月 2 / 11
第 31675 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

